

様式第10号

見解書 再見解書

令和7年2月5日

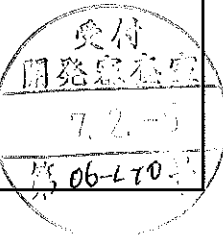
吹田市長宛

事業者 住 所 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
氏 名 独立行政法人都市再生機構 西日本支社
理事・支社長 高原 功
電話番号 06 (4799) 1179

代理人 住 所 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
氏 名 独立行政法人都市再生機構 西日本支社
ストック事業推進部 中出 舞
電話番号 06 (4799) 1660

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第2項 第4項 の規定により、次のとおり
見解書 再見解書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	千里津雲台団地 団地再生事業				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 津雲台二丁目20番112				
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()				
意見 に対する 見解	別紙見解書のとおり				
※受付年月日	26 年 11 月 27 日	※受付番号	第 06-1-10 号	※受付印	
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

様式第8号

意見書・再意見書

令和7年1月23日

吹田市長 殿

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	千里津雲台団地 団地再生事業		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 津雲台二丁目20番112		
予 定 建 築 物	■共同住宅 □戸建住宅 □その他 ()		
意 見 の 内 容	URの今次の行動は構想という看板の架け替えだけで、地域住民の意見を全く無視する詐欺的な行為である。URには猛省を求めるとともに、地域の安心、安全な暮らしを守るため次の事項を強く要望する。 1 建物外壁面の前面道路からの後退については、10m以上とすること。 2 建物G、H及びI棟については、7階以下とすること。 3 団地再生事業に関し、地域住民との更なる話し合いの場を設けること。 また、吹田市におかれては、URが地域住民の要望を無視して着工を強行するようなことのなきよう、指導方徹底されたい。		
※受付年月日	R6 年11月27日	※受付番号	第 号 06-2-10
※備 考			※受付印

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

千里津雲台団地 団地再生事業
見解書

番号	意見書	事業者見解
1	URの今次の行動は構想という看板の架け替えだけで、地域住民の意見を全く無視する詐欺的な行為である。URには猛省を求めるとともに、地域の安心、安全な暮らしを守るため次の事項を強く要望する。 1 建物外壁面の前面道路からの後退については、10m以上とすること。 2 建物G、H及びI棟については、7階以下とすること。 3 団地再生事業に関し、地域住民との更なる話し合いの場を設けること。 また、吹田市におかれては、URが地域住民の要望を無視して着工を強行することなきよう、指導方徹底されたい。	本事業に係る開発構想届の取下げ、再提出については、令和6年12月5日に配布した資料に記載のとおり、令和6年4月1日に施行された「吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準」を本事業に適用し、芝・地被植物により緑化された広場空間の整備等による豊かな屋外環境の創出を行うことを目的として、取下げ並びに再届出を行いました。 建物計画については前回の開発構想届から変更はないことから、吹田市とも協議の上、改めての開発構想説明会は行わず、資料の配布をもって手続きを進めさせていただいております。 G、H、I棟の配置や高さ等については、周辺の景観や日照に大きな影響が生じないよう複数案の検討を行っており、隣接する建物とのバルコニーの見合いを避けた建物配置とし、建物外壁面の前面道路からの後退については、「千里ニュータウンのまちづくり指針」の定める5mに対し、約7m設け、階数についても、吹田市の定める高度地区による制限高さより1層下げた現在の計画としております。 建物高さ、規模及び建物配置に関する御意見については、大幅に変更することは出来かねます。御理解の程よろしく願いいたします。 今後の関係地域のみなさまとの意見交換等につきましては、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」に則った評価書案意見交換会及び「中高層建築物の日照阻害等の指導要領」に基づく事前説明等を予定しております。 貴重な御意見誠にありがとうございます。